

(第1回)

世田谷区立八幡小学校改築基本構想

検討委員会

会議次第

令和7年5月29日(木) 午前10時00分～

会場：八幡小学校 1階会議室

- 開会挨拶(玉野部長)
- 委員会の目的
 - 資料1 世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱
- 委員紹介
 - 資料2 世田谷区立八幡小学校改築基本構想検討委員会委員名簿
- 委員長互選

【議題】

- 1 会議の進め方とスケジュールについて
 - 資料3 八幡小学校改築基本構想検討委員会スケジュール(案)
 - 資料4 改築計画全体スケジュール(案)
- 2 基本方針(たたき台)について
 - 資料5 基本方針(たたき台)
- 3 基本構想(案)の策定にあたっての主な視点について
 - 資料6 世田谷区立八幡小学校改築整備方針について
 - 資料7 世田谷区立八幡小学校改築基本構想(案)策定にあたっての前提条件について
 - 資料8 世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(抜粋)
 - 資料9 世田谷区公共建築物ZEB指針
 - 資料10 標準設計仕様書(抜粋)
- 4 改築だよりについて
 - 資料11 八幡小学校 改築だより(令和7年4月第1号)

- 次回検討委員会について
 - 令和7年6月19日(木) 10:00～
 - 会場 八幡小学校 1階会議室

世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の改築にあたり、「世田谷区教育振興基本計画」及び「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)」に基づいて改築を推進するため、改築する区立学校（以下「改築校」という。）ごとに基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、複数の改築校を複合化する場合は、当該複数の改築校につき一の委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、原則「(当該改築校名) 改築基本構想検討委員会」とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告する。

(1) 当該改築校の改築基本構想(案)を取りまとめること。

(2) 当該改築校の改築基本構想及び設計に係る条件整理をし、提言すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校改築に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、当該改築校の長のほか、別に定める当該改築校に係る関係職員、保護者及び地域住民をもって組織し、教育長が委嘱する。

2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は、基本構想(案)の報告終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は必要に応じ、改築基本構想(案)取りまとめ作業の進行状況を、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日28世教環境第508号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日30世教環境第367号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日6世教環境第198号）

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

世田谷区立八幡小学校改築基本構想検討委員会
委員名簿

【委員】

分類	氏名	所属等
学校 推薦 委員	長沼 雅子	玉川田園調布会 会長
	石川 俊治	奥沢中和会 会長
	中城 由貴	八幡小学校 P T A 会長
学校長	阪田 敦子	八幡小学校長
区職員	羽川 隆太	玉川総合支所長
	青木 徹	施設営繕担当部長
	玉野 宏一	教育委員会事務局教育政策・生涯学習部長
	秋山 武徳	教育委員会事務局学校教育部長
	倉地 浩輔	玉川総合支所街づくり課長
	奥 清人	施設営繕担当部施設営繕第一課長
	坂本 能崇	施設営繕担当部公共施設マネジメント課長
	船田 桂子	教育委員会事務局教育環境課副参事（教育施設担当）

【事務局】

高野 明	教育委員会事務局教育環境課長
鍋坂 健	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当係長
山田 隆博	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当
片倉 萌瑛子	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当

八幡小学校改築基本構想検討委員会スケジュール（案）

第1回委員会	【令和7年5月29日（木）10:00～】
<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（たたき台）について ・世田谷区立八幡小学校改築整備方針について ・基本構想（案）策定における前提条件について ・改築だよりについて 	

第2回委員会	【令和7年6月19日（木）10:00～】
<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（素案）について ・配置計画、ゾーニング（案）について ・アンケート（案）について ・児童ワークショップ（案）について ・改築だより2号（案）について 	

6月下旬 改築だより（説明会開催案内）配布

7月上旬 改築基本構想中間説明会

*アンケート実施

*児童ワークショップ実施

第3回委員会	【令和7年7月17日（木）14:00～】
<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（案）について ・アンケート結果について ・児童ワークショップ結果について ・中間説明会報告について ・改築だより3号（案）について 	

第4回委員会	【令和7年8月28日（木）10:00～】
<ul style="list-style-type: none"> ・配置計画、ゾーニング（案）について ・外構計画（案）について ・基本設計で考慮すべき事項（案）について 	

第5回委員会	【令和7年9月22日（月）14:00～】
<ul style="list-style-type: none"> ・配置計画、ゾーニング（最終案）について ・外構計画（最終案）について ・基本設計で考慮すべき事項（最終案）について ・ローリング計画（案）について ・今後のスケジュールについて 	

改築基本構想説明会 令和8年3月頃

改築計画全体スケジュール(案)

令和 7 年度	基本構想
令和 8 年度	基本設計
令和 9 年度	基本設計、実施設計
令和 10 年度	実施設計、プール解体工事
令和 11 年度～	改築工事、既存校舎解体工事、外構・校庭整備工事

基本方針 たたき台

歴史と未来をつなぐ人間性豊かな子どもを育成する学校

- ・明治12年の開校以来、たくさんの卒業生に見守られながら築いてきた、本校の伝統と文化を大切に、新たな歴史を築いていくことのできる施設づくりを行います。
- ・多様な人々を受け止め合い、自分も他者も大切にする思いやりの心をもつ人間性豊かな子どもを育てる空間づくりを行います。
- ・子ども一人一人の主体的、能動的な学びを促し、問題解決能力を養うため、多様な授業形態や学習形態に対応可能な計画とします。

学校・家庭・地域がつながり協働し、地域で子どもを育成する学校

- ・学校、家庭、地域の連携をより一層深め、相互の信頼のもと地域で子どもを育てる施設とします。
- ・学年を越えた子どものかかわりやつながりがもてる施設とします。
- ・周辺環境と調和した建物とするなど、周辺の住環境に配慮した計画とします。

子どもと地域を守る安心安全な学校

- ・災害時にも子ども・地域住民等が安心して利用できる計画とします。
- ・安全な教育環境の整備に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが使いやすい施設とします。

健康、体力の向上に寄与する学校

- ・可能な限り校庭を広く整形に確保するなど、活発な活動ができる空間を整備します。
- ・自然採光や自然通風等を取り入れるとともに、積極的に木材の活用を検討するなど、心身ともに快適に過ごせる施設とします。

自然とのふれあいを大切にする環境にやさしい学校

- ・学校農園（八幡ファーム）保全や緑地の整備を行い、子どもたちが自然とふれあい、自然を身近に感じられる施設とします。
- ・省エネ技術の導入や自然エネルギーの活用を検討し環境への負荷低減をはかるとともに、その効果の「見える化」により環境学習の場となる計画とします。

令和7年2月10日
教育環境課

世田谷区立八幡小学校改築整備方針について

1. 主旨

世田谷区立八幡小学校は、世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）において、令和6年度より施設更新に着手する学校に選定している。

このたび、世田谷区立八幡小学校の整備手法及び配置計画の方向性について改築整備方針として取りまとめたので報告する。

2. 改築整備方針

（1）基本的な考え方

①全面改築

世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）に基づき、棟別全棟整備を基本とし、長寿命化が可能なものはリノベーションを行うとしており、可能性を検討した。

- ・普通教室棟：日影規制の既存不適格により周辺への影響があるため改築とする。
- ・屋内運動場棟：学校機能の確保や将来の改築等を見据え効率的な改築を図るため改築とする。

②仮設校舎の抑制

校庭に新校舎を建設し、既存校舎や屋内運動場棟（一部特別教室含む）を活用しながらローリングにより既存校舎等を解体、改築することで仮設校舎を抑制した整備を行う。

③改築中の対応

給食の提供は、太子堂調理場からの受け入れにより対応する。また、工事期間中における校庭利用やプール利用については、近隣校と連携するなど計画的な授業の実施ができるよう取り組む。

④校庭の整備

校庭の配置の変更に伴う近隣住宅地への影響や校庭の稼働率等を考慮した舗装材（ゴムチップ・人工芝等）の採用について検討を行う。

⑤擁壁の整備

主に敷地周囲に存在する擁壁について、八幡小学校の改築の機会を捉え、整備等を行う。

(2) 敷地概要等

①施設利用状況（令和6年5月1日現在）：児童数330人（12クラス）

②敷地概要

所在地	世田谷区玉川田園調布2丁目17番15号
敷地面積	7,780㎡
都市計画等	第一種低層住居専用地域、 容積率100%-建ぺい率50%、第1種高度地区、 準防火地域、景観計画区域（一般地域）、玉川田園調 布一・二丁目地区地区計画

(3) 施設規模

施設の延床面積は、小学校は普通教室、特別教室、管理諸室、屋内運動場、特別支援学級、特別支援教室、新BOP室、防災倉庫等を確保するため、約6,700㎡とする。

施設	既存	整備後
八幡小学校	鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 約4,879㎡	鉄筋コンクリート造 ※工期、資材搬入等の状況を 踏まえ、検討する。 地上3階建 延床面積 約6,700㎡

教室（特別教室、管理諸室等を除く。）として15教室（普通教室12室、ワークスペース等3室）と、特別支援学級等で5教室分の面積を想定する。

ア) 普通教室

学務課の推計による児童数の予測（令和6年5月1日現在）は下表のとおりである。将来的な児童数を見据え、各学年の教室数を同数確保するため、普通教室は12教室を確保する。

年度	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
児童数 (クラス数)	330 (12)	318 (12)	311 (12)	306 (13)	286 (12)	272 (11)	269 (11)

イ) ワークスペース

ワークスペースは、少人数教室としての利用を想定し、標準設計仕様書（平成26年12月改訂版）に基づき、合計3教室を確保する。

ウ) 特別支援学級等

「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」では特別支援学級の利用児童数の増加に対応するため、地域的なバランス等に配慮しながら、可能な限り増改築の機会を捉えて特別支援学級の整備に取り組むこととしている。

このため、特別支援学級等設計標準仕様（平成22年4月）等を踏まえ、特別支援学級（固定学級）及び特別支援教室の指導場所として5教室分（特別支援学級3教室分、特別支援教室2教室分）を確保する。特別支援教室についてはこれまで通り拠点校の位置付けとする。さらに、竣工後の児童数の推移や使用状況を踏まえながら、ワークスペースを有効に活用し、教室環境の充実を図る。

3. 概算経費

(1) 概算総事業費

（設計費、改築費、解体工事費、擁壁工事費）

約63.2億円

〈内訳〉設計費 : 約 4.7億円
 改築費 : 約48.9億円
 解体工事費 : 約 4.3億円
 擁壁工事費 : 約 5.3億円

※外構工事費（校庭整備・道路整備含む）は上記概算額に含まず。

※特定財源として、国庫補助事業（公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金）を活用し、約1.0億円を見込んでいる。

※擁壁については、学校施設環境改善交付金等の活用を図る。

※概算事業費総額が10億円以上となる本件整備事業は、「公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」に示す官民連携手法の検討対象事業に該当するが、施設の開設時期を踏まえ、従来手法による施設整備を進めていく。

(2) 施設維持管理費

約3.0千万円/年

※施設別行政コスト計算書(平成30年から令和5年度決算)[学校]の平均値及びZEB効果・費用を考慮して算出。

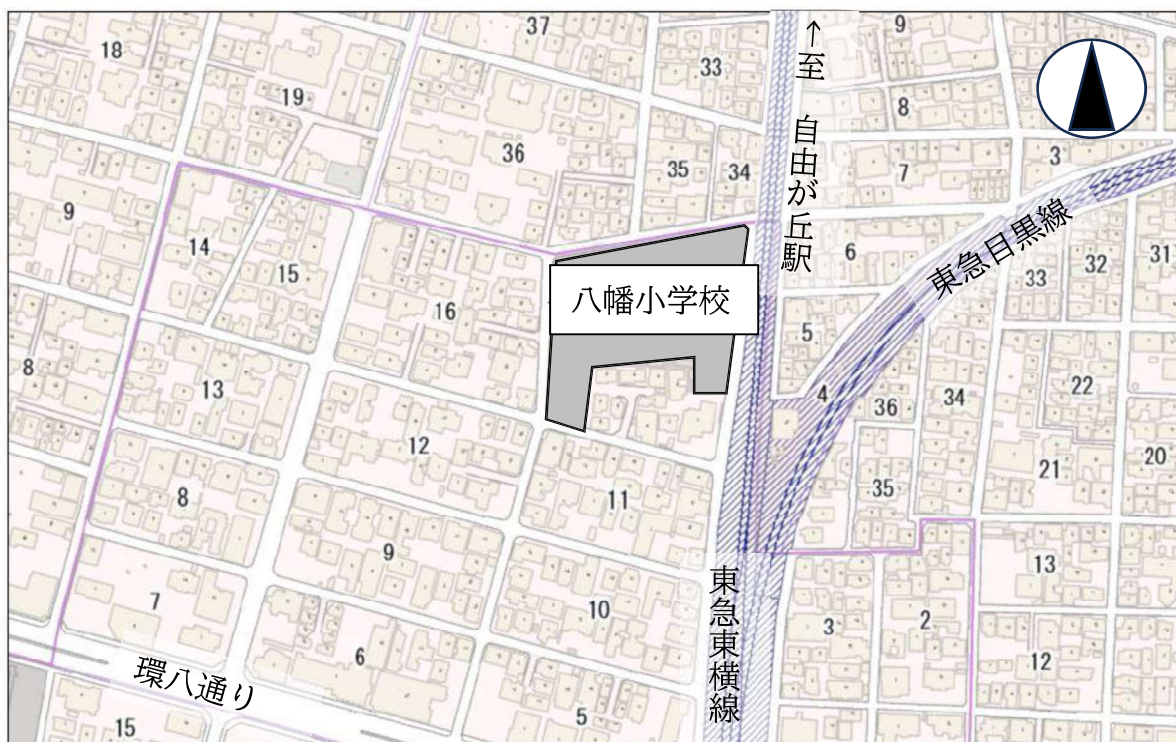
4. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	基本構想 教育委員会（基本構想報告）
8年度	基本設計
9年度	基本設計、実施設計 教育委員会（基本設計報告）
10年度	実施設計、プール解体工事
11年度以降	改築工事、既存校舎解体工事、外構・校庭整備工事他

別紙

【参考】施設の概要

(1) 周辺図



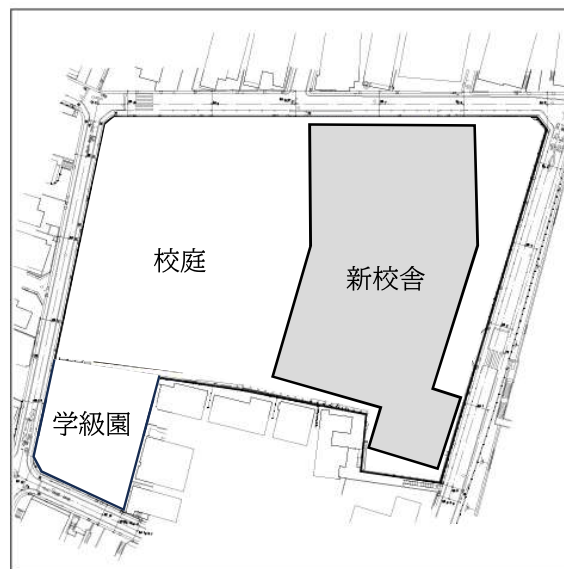
(2) 既存校舎の現状



既存校舎

1棟:普通教室棟	3,655 m ²
2棟:屋内運動場棟	1,224 m ²
合計	4,879 m ²

(3) 施設配置の整備イメージ



施設整備

八幡小学校	約 6,700 m ²
-------	------------------------

※整備イメージは現時点でのイメージです。

世田谷区立八幡小学校改築基本構想（案）策定
にあたっての前提条件について

1 施設規模

教室数等は以下のとおりとし、延床面積は約 6,890 m²を想定する。

(1) 小学校（標準設計様書による）

6,890 m²

普通教室 12 室及び余裕教室 3 室（ワークスペース）、特別支援関連教室 5 室分、ほっとルーム 1 室、日本語教室 1 室を前提として、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に定める学級数に応ずる必要面積等を参考に算定。

【内訳】 A+B

A：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行（学級数に応じる必要面積）を基準とする面積
（普通教室数にワークスペースを加えて算出する）

【義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令】（学級数に応ずる必要面積）

学級数	面積 (m ²)
1 学級及び 2 学級	769 m ² +279 m ² × (学級数-1)
3 学級から 5 学級まで	1,326 m ² +381 m ² × (学級数-3)
6 学級から 11 学級まで	2,468 m ² +236 m ² × (学級数-6)
12 学級から 17 学級まで	3,881 m ² +187 m ² × (学級数-12)
18 学級以上	5,000 m ² +173 m ² × (学級数-18)

B：以下の該当する部分の面積

Bに該当する部分	面積
新 BOP 室（面積は児童数等による）(148 m ²)	1,900 m ² (共用部除外面積 1,198 m ²)
給食室（面積は学級数、児童数による）(250 m ²)	
体育館 (800 m ²)	
共用部	
特別支援学級（障害種別ごと）	192 m ²
ほっとルーム	64 m ²
すまいるルーム（職員スペース含む）	拠点校 128 m ²
日本語教室	64 m ²
防災倉庫	100 m ²
合計	2,448 m ²

延床面積 (A+B) = 4,442 + 2,448 = 6,890 m²

2 敷地内擁壁の安全対策について

敷地内外との高低差により多数の擁壁で構成されている。擁壁の改修や築造を行う場合は、近隣住宅地への影響や工事手順等を考慮する必要があるため、安全性を踏まえた上で既存擁壁の活用や擁壁の更新方法等について検討する。